

新潟労働局 新KKRパッケージ 支援制度

新潟労働局が取り組む「新KKRパッケージ」

新潟労働局では、人材不足への対応のための新しい3つの取組を「新KKRパッケージ」として定め、取組を促進しています。

●新KKR【3つの取組】

- ① 「給与」(K)などの処遇改善と生産性向上
- ② 「休日・休暇」(K)の増加、ハラスメントのない職場づくり等の働き方・休み方改革
- ③ 育児・介護と仕事の「両立」(R)支援

新KKRの促進で人材不足解消を！

人材不足解消のためには、新たな人材の採用ばかりでなく、現在働いている従業員の定着率の向上も重要となります。新KKRを促進し、職場環境や業務環境の改善に取り組み「この会社に応募したい」「この会社で働きたい」と思われる企業を目指しませんか。

①「給与」などの処遇改善と生産性向上	P1 キャリアアップ助成金 P2 業務改善助成金
②「休日・休暇」の増加、ハラスメントのない職場づくり等の働き方・休み方改革	P2 働き方改革推進支援助成金 P3 エイジフレンドリー補助金 団体経由産業保健活動推進助成金 チャレンジ新潟ゼロ災害運動2025 P4 新潟働き方改革推進支援センター 従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム 中小規模事業場安全衛生サポート事業 P5 こころの耳相談窓口 ユースエール認定制度
③育児・介護と仕事の「両立」支援	P5 くるみん認定制度 P6 両立支援等助成金

※本リーフレットには各種支援策の概要を掲載しています。詳細な内容や要件については、それぞれの支援策の詳細版パンフレットや各ウェブサイトにてご確認ください。



【令和7年6月1日現在】



キャリアアップ助成金



有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」といった非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

コース名	助成内容	助成額
正社員化コース	有期雇用労働者等を正社員化(※)した事業主に対して助成(※)正社員には「多様な正社員(勤務地限定・職務限定・短時間正社員)」を含む。	【重点支援対象者(※)に該当する場合】 ①【有期→正規】1人あたり80万円〔中小企業以外60万円〕 ②【無期→正規】1人あたり40万円〔中小企業以外30万円〕 【上記以外】 ①【有期→正規】1人あたり40万円〔中小企業以外30万円〕 ②【無期→正規】1人あたり20万円〔中小企業以外15万円〕 ※他、加算あり (※)「重点支援対象者」とは、下記 a～c のいずれかに該当する者。 a: 雇入れから3年以上の有期雇用労働者 b: 雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者 ①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が合計1年以下 ②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない c: 派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定の訓練修了者
障害者正社員化コース	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した事業主に対して助成。	【重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者の場合】 ①【有期→正規】1人あたり120万円〔中小企業以外90万円〕 ②【有期→無期】1人あたり60万円〔中小企業以外45万円〕 ③【無期→正規】1人あたり60万円〔中小企業以外45万円〕 【重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者、発達障害者、難病患者、高次脳機能障害と診断された者の場合】 ①【有期→正規】1人あたり90万円〔中小企業以外67.5万円〕 ②【有期→無期】1人あたり45万円〔中小企業以外33万円〕 ③【無期→正規】1人あたり45万円〔中小企業以外33万円〕 ※当該額が対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給する
賃金規定等改定コース	有期雇用労働者等の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた事業主に対して助成。	①【3%以上4%未満増額改定】1人あたり4万円〔中小企業以外2.6万円〕 ②【4%以上5%未満増額改定】1人あたり5万円〔中小企業以外3.3万円〕 ③【5%以上6%未満増額改定】1人あたり6.5万円〔中小企業以外4.3万円〕 ④【6%以上増額改定】1人あたり7万円〔中小企業以外4.6万円〕 ※他、加算あり
賃金規定等共通化コース	有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した事業主に対して助成。	1事業所あたり60万円〔中小企業以外45万円〕
賞与・退職金制度導入コース	有期雇用労働者等に賞与・退職金制度を導入し、支給または積立てを実施した事業主に対して助成。	1事業所あたり40万円〔中小企業以外30万円〕 ※他、加算あり
社会保険適用時処遇改善コース (令和8年3月31日まで)	短時間労働者を新たに社会保険の被保険者とする際に、当該労働者の収入を増加させる取組として、手当の支給や賃上げ、週所定労働時間を延長することによって処遇改善を図った事業主に対して助成 または、短時間労働者の週所定労働時間を延長することによって処遇改善を図り、当該労働者を新たに社会保険の被保険者とした事業主に対して助成。	【手当等支給メニュー】 労働者負担分の社会保険料相当額(賃金の15%以上分)を手当等によって支給し、その後、恒常的な処遇改善(賃金が18%以上増額するよう、賃上げ・労働時間延長)を図る 1人あたり最大50万円〔中小企業以外最大37.5万円〕※ 【労働時間延長メニュー】 社会保険の被保険者とする際に、週所定労働時間を4時間以上等延長する 1人あたり30万円〔中小企業以外22.5万円〕 【併用メニュー】 被保険者とした1年目に手当等支給メニューの取組を行い、2年目に労働時間延長メニューの取組を行う 1人あたり最大50万円〔中小企業以外最大37.5万円〕※ ※すべての支給対象期の取組、申請を行った場合の額

* 各コースの実施日の前日までに「キャリアアップ計画」の提出が必要です。

<お問い合わせは新潟労働局職業対策課助成金センター(025-278-7181)又は最寄りのハローワークへ>



業務改善助成金



事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

助成率

事業場内最低賃金	助成率
1,000円未満	4／5
1,000円以上	3／4

助成上限額

30万円～600万円

* 助成上限額は、「事業場内最低賃金の引き上げ額」「引き上げる労働者数」「事業場規模」により異なります。

* 対象事業場は、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の中小企業事業主です。

【申請期限】

第1期(令和7年6月13日)、第2期(令和7年6月14日～申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日の前日)

<お問い合わせは業務改善助成金コールセンター（0120-366-440）または新潟労働局雇用環境・均等室（025-288-3528）、新潟働き方改革推進支援センター（0120-009-229）へ>

②「休日・休暇」の増加、ハラスメントのない職場づくり等の働き方、休み方改革



働き方改革推進支援助成金



労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備等に取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成する制度です。長時間労働の見直しのため、働く時間の縮減等に取り組む中小企業事業主の皆様を支援します。

コース名	助成内容	助成額
業種別課題対応コース	長時間労働等の課題を抱える業種等※が、労働時間削減等に向けた環境整備に取り組むことを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に助成。 ※建設業、自動車運転の業務、医業に従事する医師、砂糖製造業（鹿児島県・沖縄県に限る）、その他長時間労働が認められる業種	【助成率】 3／4（事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4／5を助成） 【上限額】 成果目標の達成状況に基づき、最大550万円（一定要件の場合、最大720万円加算）
労働時間短縮・年休促進支援コース	労働時間削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組むことを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成。	【助成率】 3／4（事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4／5を助成） 【上限額】 成果目標の達成状況に基づき、最大200万円（一定要件の場合、最大720万円加算）
勤務間インターバル導入コース	勤務間インターバル制度を導入し、その定着を促進することを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成。	【助成率】 3／4（事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4／5を助成） 【上限額】 インターバル時間数等に応じて、 ①9時間以上11時間未満 100万円 ②11時間以上 120万円 など （一定要件の場合、最大720万円加算）
団体推進コース	中小企業の事業主団体において、傘下企業の労働時間削減や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組に対して、その経費を助成。	【助成率】 定額 【上限額】 500万円 都道府県またはブロック単位で構成する中小企業の事業主団体（傘下企業数が10社以上）の場合は上限額1,000万円

<お問い合わせは新潟労働局雇用環境・均等室（025-288-3528）または新潟働き方改革推進支援センター（0120-009-229）へ>

②「休日・休暇」の増加、ハラスメントのない 職場づくり等の働き方、休み方改革



エイジフレンドリー補助金



高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助します。

コース名		補助対象	対象事業者
総合対策コース ・補助率4/5 ・上限額100万円(税抜)		・労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費 ・リスクアセスメント結果を踏まえた優先順位の高い労働災害防止対策に要する経費	・中小企業事業者 ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者(60歳以上)が常時1名以上就労していること ・高年齢労働者が対策を行う作業に就いていること
職場環境改善コース ・補助率1/2 ・上限額100万円(税抜)		・高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費	
熱中症予防対策プラン		・熱中症の発症リスクの高い高年齢労働者の熱中症予防対策に要する経費	
転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース ・補助率3/4 ・上限額100万円(税抜)	転倒防止	・労働者の転倒災害防止のため専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費(役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限る)	・中小企業事業者 ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の労働者(年齢要件なし)が常時1名以上就労していること
	腰痛予防	・労働者の腰痛災害の予防のため、専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費(役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限る)	
コラボヘルスコース ・補助率3/4 ・上限額30万円(税抜)		・事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費	

＜お問い合わせは（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会「エイジフレンドリー補助金事務センター」申請担当：03-6381-7507 支払担当：03-6809-4085 へ＞



団体経由産業保健活動推進助成金



事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う助成金です。

助成内容	助成額
事業主団体等が、傘下の中小企業等に対して、産業保健サービスを提供する費用・事務の一部を委託する費用の一部を助成。	500万円(一定の要件を満たした場合は1,000万円)を上限として、産業保健サービス提供費用・事務の一部を委託する費用の総額の90%を助成(1事業主団体等につき年度内1回限り)

＜お問い合わせは（独）労働者健康安全機構勤労者医療・産業保健部産業保健業務指導課(0570-783046) へ＞



チャレンジ新潟ゼロ災害運動2025



新潟労働局では、労使協力して「安全宣言」し、期間中労働災害ゼロを達成した事業場に、達成証及びマークを交付します。また、ゼロ災害達成事業場については、名称や所在地(市町村名のみ)を新潟労働局ホームページで公表する予定としています(承諾をいただいた参加事業場)。
良い労働環境であれば、働きがいをもって業務をこなし、個々の能力を発揮できます。また、ご家族も安心して働く人を企業に送り出せます。

【申請期間】令和7年6月1日～6月30日 【実施期間】令和7年7月1日～12月31日

＜お問い合わせは新潟労働局労働基準部健康安全課(025-288-3505) へ＞

②「休日・休暇」の増加、ハラスメントのない 職場づくり等の働き方、休み方改革



新潟働き方改革推進支援センター



新潟労働局では、中小企業の事業主の皆様の「働き方改革」への取組を支え、そのお悩みやご相談にお応えするため、委託事業として「新潟働き方改革推進支援センター」を開設しております。専門家（社会保険労務士）が労務・人事に関するご相談をお受けしますので、お気軽にご相談ください。費用は無料です。

＜ご相談いただけるテーマ（例）＞

- ・働き方改革 ・時間外労働の上限規制 ・就業規則 ・36協定 ・助成金
- ・ハラスメント防止 ・同一労働同一賃金 ・人手不足解消 ・労働生産性向上 ・賃上げ

＜お問い合わせは新潟働き方改革推進支援センター（0120-009-229）へ＞



従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム



厚生労働省では、安全で健康に働くことのできる職場環境の実現を目指す「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」を設立し、労働災害防止に向けた機運の熟成や、企業・労働者のみならず、顧客やサービス利用者等のステークスホルダーの行動形容のためにご協力いただける全ての企業・団体の皆様に、コンソーシアムへの参加を呼び掛けています。

※SAFEとは、従業員の幸せのための安全アクションを推進する活動体の名称です
(Safer Action For Employees)



中小規模事業場安全衛生サポート事業



中小規模事業場の労働災害減少を目的に、中央労働災害防止協会では、中小規模事業場安全衛生サポート事業を実施しています。個別の事業場を支援する「個別支援」と、商工会や工業団地などの集団を支援する「集団支援」の2種類を実施しています。費用は無料です。

＜個別支援＞

知識・経験豊富な安全衛生の専門家が職場にお伺いし、労働現場や作業の問題点を明らかにして改善のアドバイスを行います。

対象：労災保険加入の製造業、第三次産業、鉱業、農業であって、労働者数が概ね100人未満の事業場。

＜集団支援＞

企業系列協力会、商工会議所、商工会、同業種協同組合、工業団地などの事業場で店長会議など店舗の方が集まる機会を活用し、安全衛生に関する研修会を実施します。

対象：労災保険加入の製造業、第三次産業、鉱業、農業の事業場であって、労働者数が概ね100人未満の事業場を中心とする集団、団体等。

＜お問い合わせは中央労働災害防止協会技術支援部（03-3452-6366）へ＞

②「休日・休暇」の増加、ハラスメントのない 職場づくり等の働き方、休み方改革



こころの耳の相談窓口



「こころの耳」は、働く方やそのご家族、職場のメンタルヘルス対策に取り組む事業者の方などに向けて、メンタルヘルスケアに関するさまざまな情報や相談窓口を提供している、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトです。

<事業主の方へ>

・他社の取組事例 ・ストレスチェック ・職場環境改善

<部下を持つ方へ>

・部下へのケア ・休業・復職者への対応

<働く方へ>

・セルフケア ・セルフチェック（ストレス・疲労蓄積度） ・相談窓口

<ご家族の方へ>

・うつ病について ・ご家族へのケア ・医療機関の検索

<支援する方へ>

・研修に使える資料 ・パンフレット



ユースエール認定制度



若者の採用・育成に積極的で、離職率、所定外労働時間、有給休暇などについて一定の要件を満たす場合に、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業として、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。

認定を受けた企業は、認定マークを商品、広告などに付け、ユースエール認定を受けた優良企業であることをPRできます。

＜お問い合わせは新潟労働局職業安定課（025-288-3507）へ＞

③ 育児・介護と仕事の「両立支援」



くるみん認定制度



くるみん認定は、一定の要件（※）を満たした企業が「子育てサポート企業」として厚生労働大臣から認定を受けることができる制度です。

この認定を取得した企業は「くるみんマーク」「プラチナくるみんマーク」「トライくるみんマーク」を商品、広告、求人広告などに付け、「子育てサポート企業」であることをPRできます。

また、「プラス」認定によって、不妊治療と仕事との両立サポート企業であることのPRもできます。

（※）次世代育成支援対策推進法に定めた一般事業主行動計画を策定し、計画に定めた目標を達成し一定の基準を満たしたもの

＜お問い合わせは新潟労働局雇用環境・均等室（025-288-3511）へ＞



両立支援等助成金



仕事と育児・介護等が両立できる「職場環境づくり」のために、以下の取り組みを実施した事業主に助成する制度です。

コース名	助成内容	助成額
出生時両立支援コース (子育てパパ支援助成金)	【第1種(育児休業取得)】男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得した男性労働者が生じた中小企業事業主に対して助成。 【第2種(育児休業取得率の上昇等)】男性労働者の育児休業取得率の数値(%)が、1事業年度で30ポイント以上上昇し、50%を達成した(または一定の場合に2年連続70%以上となった)中小企業事業主に対して助成。	【第1種(育児休業取得)】※同一事業主について3人目まで ①1人目:20万円※雇用環境整備措置を4以上実施した場合:30万円 ②2人目・3人目:10万円 【第2種(育児休業取得率の上昇等)】※同一事業主について1回限り 申請年度の前年度を基準として30ポイント以上上昇し、50%以上となった場合等:60万円 ※申請時にプラチナくるみん認定事業主:15万円加算 【育児休業等に関する情報公表加算】※第1種または第2種のいずれかに1回限り加算:2万円 ※第2種の受給後に第1種の申請を行うことはできません。
介護離職防止支援コース	【介護休業】介護支援プランを策定し、同プランに基づき介護休業を取得・職場復帰させた中小企業事業主に対して助成。 【介護両立支援制度】介護支援プランを作成し、同プランに基づき介護のための短時間勤務制度や介護休暇制度などの仕事と介護の両立ができる制度を利用させた中小企業事業主に対して助成。 【業務代替支援(新規雇用・手当支給等)】介護休業取得者及び短時間勤務制度利用者について、代替要員の新規雇用(派遣労働者の受入れを含む)又は業務を代替する労働者への手当支給等を行った中小企業事業主に対して助成。	【介護休業】:40万円 連続15日以上の場合:60万円※1事業主5人まで 【介護両立支援制度】※1事業主5人まで ①制度を1つ導入し、対象労働者が制度を利用した場合:20万円(30万円) ②制度を2つ導入し、対象労働者が制度を利用した場合:25万円(40万円) ※()内は合計60日以上の場合 【業務代替支援】※1事業主5人まで ①新規雇用:20万円(30万円) ②手当支給等(介護休業):5万円(10万円) ③手当支給等(短時間勤務):3万円 ※()内は連続15日以上の場合 【環境整備加算】:10万円※1事業主あたり1回限り加算
育児休業等支援コース	【育休取得時】育休復帰支援プランを作成し、同プランに基づき育児休業を取得させた中小企業事業主に対して助成。 【職場復帰時】育休取得時の対象労働者について、育休終了後に職場復帰させた中小企業事業主に対して助成。	【育休取得時】1事業主2回まで:30万円※無期雇用労働者・有期雇用労働者 各1回 【職場復帰時】1事業主2回まで:30万円※無期雇用労働者・有期雇用労働者 各1回 【育児休業等に関する情報公表加算】2万円※【育休取得時】【職場復帰時】のいずれかの助成金に1回限り加算して支給。
育休中等業務代替支援コース	【手当支給等(育児休業)】育児休業取得者の業務を代替する周囲の労働者に対し、手当支給等の取組を行った労働者数300人以下の事業主に対し助成。 【手当支給等(短時間勤務)】育児のための短時間勤務制度を利用する労働者の業務を代替する周囲の労働者に対し手当支給等の取組を行った労働者数300人以下の事業主に対し助成。 【新規雇用(育児休業)】育児休業取得者の業務を代替する労働者を新規雇用(派遣労働者の受入れを含む)により確保した中小企業事業主に対して助成。	【手当支給等(育児休業)】以下①②の合計額を支給。 ①業務体制整備経費:6万円(育児休業期間1か月未満:2万円) ※業務コンサルを外部の専門業者に委託:20万円 ②業務代替手当:業務代替者に支給した手当の総額の3/4<4/5 ※10万円/月が助成額の上限、代替期間12か月まで対象 【手当支給等(短時間勤務)】以下①②の合計額を支給。 ①業務体制整備経費:3万円 ※業務コンサルを外部の専門業者に委託:20万円 ②業務代替手当:業務代替者に支給した手当の総額の3/4※3万円/月が助成額の上限、子が3歳になるまでの期間が対象(支給申請は1年ごと) 【新規雇用(育児休業)】育児休業期間中に業務代替した期間に応じた額を支給 ①7日以上14日未満:9万円<11万円 ②14日以上1か月未満:13.5万円<16.5万円 ③1か月以上3か月未満:27万円<33万円 ④3か月以上6か月未満:45万円<55万円 ⑤6か月以上:67.5万円<82.5万円 ※<>内はプラチナくるみん認定事業主への加算・割増 【有期雇用労働者加算】:10万円 【育児休業等に関する情報公表加算】:2万円 ※1事業主1年度につき【手当支給等(育児休業)】【手当支給等(短時間勤務)】【新規雇用(育児休業)】の合計10人まで、初回の対象者が出来たから5年間支給
柔軟な働き方選択制度等支援コース	【育児を行う労働者の柔軟な働き方を可能とする制度等】柔軟な働き方選択制度等について、2つ以上の制度を導入し、制度利用者を支援の取組を行った上で、労働者がそのうち1つの制度を利用した中小企業事業主に対して助成。	【制度等を2つ導入し、対象労働者が制度を利用した場合】:20万円 【制度等を3つ以上導入し、対象労働者が利用した場合】:25万円 ※合計1事業主1年度につき5人まで支給 【育児休業等に関する情報公表加算】:2万円※1事業主あたり1回限り加算
不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース	【不妊治療】不妊治療と仕事の両立支援制度 【女性の健康課題(月経)】月経に起因する症状への対応を図るための制度 【女性の健康課題(更年期)】更年期における心身の不調の対応を図るための制度 以上3つの場合に対応するため両立支援制度等を利用しやすい環境整備に取り組むとともに、不妊治療や女性の健康課題に関する労働者の相談に対応し、各制度等を労働協約または就業規則等の規定整備により導入し、労働者にいずれかの制度を5日(回)以上利用させた中小企業事業主に対して助成。	【不妊治療】:30万円 【女性の健康課題対応(月経)】:30万円 【女性の健康課題対応(更年期)】:30万円 ※1事業主それぞれ1回

＜お問い合わせは新潟労働局雇用環境・均等室（025-288-3527）へ＞



新 潟 労 働 基 準 監 督 署
ハローワーク（公共職業安定所）